

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4744785号
(P4744785)

(45) 発行日 平成23年8月10日 (2011. 8. 10)

(24) 登録日 平成23年5月20日 (2011. 5. 20)

(51) Int. Cl.		F I			
HO4L	9/32	(2006.01)	HO4L	9/00	675A
GO6F	21/20	(2006.01)	GO6F	15/00	330B
HO4L	9/08	(2006.01)	HO4L	9/00	601B

請求項の数 12 (全 20 頁)

(21) 出願番号	特願2003-109094 (P2003-109094)	(73) 特許権者	500046438
(22) 出願日	平成15年4月14日 (2003. 4. 14)		マイクロソフト コーポレーション
(65) 公開番号	特開2004-48679 (P2004-48679A)		アメリカ合衆国 ワシントン州 9805
(43) 公開日	平成16年2月12日 (2004. 2. 12)		2-6399 レッドモンド ワン マイ
審査請求日	平成18年4月4日 (2006. 4. 4)		クロソフト ウェイ
(31) 優先権主張番号	10/146686	(74) 代理人	100140109
(32) 優先日	平成14年5月15日 (2002. 5. 15)		弁理士 小野 新次郎
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人	100075270
前置審査			弁理士 小林 泰
		(74) 代理人	100080137
			弁理士 千葉 昭男
		(74) 代理人	100096013
			弁理士 富田 博行
		(74) 代理人	100091063
			弁理士 田中 英夫

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 セッションキー・セキュリティプロトコル

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第1ネットワークサーバー、第2ネットワークサーバー及びクライアントコンピュータがデータ通信ネットワークに結合されているマルチサイト認証システムにおいて情報を安全にする方法であって、

前記クライアントコンピュータによる前記第2ネットワークサーバーへのアクセスに回答して、前記第1ネットワークサーバーが、前記クライアントコンピュータのユーザーに関連付けられた情報を含む認証チケットを生成するステップと、

前記第1ネットワークサーバーが、前記第1ネットワークサーバーと前記第2ネットワークサーバーとにより共有され且つランダムに発生されるセッションキーを用いて、前記認証チケットの内容を暗号化するステップと、

前記第1ネットワークサーバーが、前記第2ネットワークサーバーに関連する公開キーを用いて前記セッションキーを暗号化するステップと、

前記第1ネットワークサーバーが、前記クライアントコンピュータを前記認証チケットと共に前記第1ネットワークサーバーから前記第2ネットワークサーバーにリダイレクトするステップと、

前記第2ネットワークサーバーが、該第2ネットワークサーバーに関連付けられた個人キーを用いて前記セッションキーを解読し、解読された前記セッションキーを用いて前記認証チケットの内容を解読するステップと、

前記第1ネットワークサーバーが、該第1ネットワークサーバーに関連付けられた個人

キーを用いて前記認証チケットのための署名を生成するステップと
を備えることを特徴とする方法。

【請求項 2】

前記署名が、前記第 2 ネットワークサーバーのためのアドレス情報を含んでおり、
前記第 2 ネットワークサーバーが、前記署名を正当化するため、前記署名の中の前記ア
ドレス情報を同定する
ことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記第 1 ネットワークサーバーから前記第 2 ネットワークサーバーへ、プライバシー保
護機能が強化されたプロトコルを用いて前記認証チケットを送ることを特徴とする、請求
項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記クライアントコンピュータのブラウザを介して、前記第 2 ネットワークサーバーに
より提供されるサービスに対する要求を前記クライアントコンピュータから受け取るこ
とを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のうちの何れか 1 つに記載の方法。

【請求項 5】

前記第 2 ネットワークサーバーが、前記データ通信ネットワークに結合される 1 つ以上
の他のネットワークサーバーにより前記ユーザーに提供されるサービスへのゲートウェイ
を提供するポータルであることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のうちの何れか 1 つに記載の
方法。

【請求項 6】

前記第 1 ネットワークサーバー及び前記第 2 ネットワークサーバーがウェブサーバーで
あり、前記データ通信ネットワークがインターネットであることを特徴とする、請求項 1
~ 5 のうちの何れか 1 つに記載の方法。

【請求項 7】

認証サーバーとウェブサーバーとクライアントコンピュータとがデータ通信ネットワ
ークに結合され、情報を安全にするマルチサイト認証システムであって、

前記クライアントコンピュータによる前記ウェブサーバーへのアクセスにตอบสนองして、前
記認証サーバーが、前記クライアントコンピュータのユーザーからのログイン情報を検索
し、

前記のユーザー認証の後に、前記認証サーバーが、前記ユーザーに関連付けられた情報
を含む認証チケットを生成し、

前記認証サーバーが、前記認証サーバーと前記ウェブサーバーとにより共有され且つラ
ンダムに発生されるセッションキーを用いて、前記認証チケットの内容を暗号化し、

前記認証サーバーが、前記ウェブサーバーに関連する公開キーを用いて前記セッション
キーを暗号化し、

前記認証サーバーが、前記クライアントコンピュータを前記認証チケットと共に前記認
証サーバーから前記ウェブサーバーにリダイレクトし、

前記ウェブサーバーが、該ウェブサーバーに関連付けられた個人キーを用いて前
記セッションキーを解読し、解読された前記セッションキーを用いて前記認証チケットの
内容を解読し、

前記認証サーバーが、前記認証チケットのための署名を生成するための個人キーを備え
、

前記署名が、前記ウェブサーバーのためのアドレス情報を含み、

前記ウェブサーバーが、前記署名の中の該ウェブサーバーのためのアドレス情報を同定
して前記署名を正当化する
ことを特徴とするシステム。

【請求項 8】

前記認証チケットが、前記セッションキーによって暗号化された内容と前記セッション
キーと前記署名とを含むことを特徴とする、請求項 7 に記載のシステム。

10

20

30

40

50

【請求項 9】

前記認証サーバーが、前記ユーザーから検索されたログイン情報と比較するためのログイン情報を記憶するデータベースを備えることを特徴とする、請求項 7 又は 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

第 1 ネットワークサーバーと第 2 ネットワークサーバーとクライアントコンピュータとがデータ通信ネットワークに結合されているマルチサイト認証システムにおいて情報を安全にする方法であって、

前記クライアントコンピュータによる前記第 2 ネットワークサーバーへのアクセスに回答して、前記第 1 ネットワークサーバーが、前記クライアントコンピュータのユーザーに関連付けられた情報を含む認証チケットを生成するステップと、

前記第 1 ネットワークサーバーが、前記第 1 ネットワークサーバーと前記第 2 ネットワークサーバーとにより共有され且つランダムに発生されるセッションキーを用いて、前記認証チケットの内容を暗号化するステップと、

前記第 1 ネットワークサーバーが、該第 1 ネットワークサーバーと関連付けられた個人キーを用いて、前記認証チケットのための署名を生成するステップであって、前記署名が前記第 2 ネットワークサーバーのためのアドレス情報を含んでいるステップと、

前記第 1 ネットワークサーバーが、前記第 2 ネットワークサーバーに関連する公開キーを用いて前記セッションキーを暗号化するステップと、

前記第 1 ネットワークサーバーが、前記クライアントコンピュータを前記認証チケットと共に前記第 1 ネットワークサーバーから前記第 2 ネットワークサーバーにリダイレクトするステップと、

前記第 2 ネットワークサーバーが、該第 2 ネットワークサーバーに関連付けられた個人キーを用いて前記セッションキーを解読し、解読された前記セッションキーを用いて前記認証チケットの内容を解読し、前記署名の中の前記アドレス情報を同定して前記署名を正当化するステップと、

を備えることを特徴とする方法。

【請求項 11】

前記第 1 ネットワークサーバーから前記第 2 ネットワークサーバーへ、プライバシー保護機能が強化されたプロトコルを用いて前記認証チケットを送ることを特徴とする、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

前記のプライバシー保護機能が強化されたプロトコルが、セキュアソケットレイヤ・プロトコルであることを特徴とする、請求項 11 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、コンピュータネットワーク環境に関するものであり、特に、本発明は、セッションキー・セキュリティ・プロトコルを用いることによりマルチサイトユーザ認証システムにおけるセキュリティの改善に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

ウェブサイトすなわちインターネットサイトは、非常にしばしば、多数のユーザーに対して情報、製品、サービスなどを提供する。多くのウェブサイトは、そのウェブサーバーがユーザーにアクセスを許可する前に、「登録する」ことをユーザーに要求する。登録の間、ユーザーは、典型的には、個人的情報、たとえば、ユーザー名、アカウント番号、住所、電話番号、電子メールアドレス、コンピュータ・プラットフォーム、年齢、性、趣味などを入力する。登録情報は、トランザクション（たとえば、商品や金銭の取引）を完了するために必要であることがある。また、この情報は、典型的には、たとえば特別なプロモーション、新製品、ウェブサイトの新しい特徴などを知らせるために、ウェブサイトがユ

10

20

30

40

50

ーザーに直接に（たとえば電子メールにより）接触することを可能にする。さらに、ウェブサイトの運営者が将来の販売活動をよりよく目標を定めるように、または、サイトにより提供されるコンテンツを調整するように、ウェブサイトはしばしばユーザー情報を集める。

【0003】

はじめてユーザーを登録するとき、ウェブサイトは、典型的には、ユーザーがログインIDと関連するパスワードを選択することを求める。ログインIDは、ウェブサイトがユーザーを同定して、そのユーザーがウェブサイトをしばしば訪れるときにユーザー情報を検索することを可能にする。一般的に、ログインIDは、2人のユーザーが同じログインIDを持たないように、そのウェブサイトにおいて一意でなければならない。ログインIDに
10 関連するパスワードは、そのウェブサイト以後で訪れるときにユーザーを認証することを可能にする。また、パスワードは、他人（そのパスワードを知らない人）が、そのユーザーのログインIDを用いてウェブサイトをアクセスすることを防止する。このパスワード保護は、そのウェブサイトが、そのユーザーについての個人情報または秘密情報を格納しているなら、特に重要である。

【0004】

もしユーザーがいくつかの異なるウェブサイトを訪ねるなら、各ウェブサイトは、そのユーザーについての、ユーザー名、郵便の住所、電子メールアドレスなどの同様な登録情報の
20 入力并要求することがある。短時間に多くのウェブサイトを訪ねるとき、同一のデータについてのこの繰り返し入力は単調で退屈である。多くのウェブサイトは、そのサイトで提供される情報にアクセスする前に登録することをユーザーに要求する。このため、ユーザーは、そのサイトが関心のある情報を含んでいるかを決める前に、まず、要求される情報を入力しなければならない。

【0005】

多くのウェブサイトでは、入力した後で、ユーザーは、各ウェブサイトまたは他のインターネットサービスで使用される特定のログインIDとパスワードを記憶せねばならない。正しいログインIDとパスワードがなければ、ユーザーは、登録情報を再入力しなければならない。1人のユーザーは、異なるウェブサイトで異なるログインIDと関連するパスワードを持つことが多い。たとえば、ボブ・スミスという名のユーザーがあるサイトでログインIDとして「smith」を選択するとする。もしそのサイトにすでに「smith」という
30 ログインIDのユーザーがいた場合、または、そのサイトが6字以上のログインIDを要求するならば、そのユーザーは、異なるログインIDを選択せねばならない。多数のウェブサイトを訪ねた後で、ボブ・スミス（Bob Smith）は、smith、smith1、bsmith、smithb、bobsmith、bob_smith、smithbobなどの異なる多数のログインIDを持っていることがある。さらに、異なるパスワードは、異なるウェブサイトでの異なるパスワード要求（たとえばパスワードの長さの要求、各パスワードが1字以上の数字および/または少なくとも1字の大文字を含むという要求）により異なるログインIDと関連されることがある。こうして、ボブ・スミスは、定期的に訪ねるすべてのウェブサイトについて、ウェブサイト、ログインIDおよびパスワードのリストを維持せねばならない。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

現在利用可能な複数サイトのユーザー認証システムが、多数の関連のあるウェブサーバーまたはウェブサービスにアクセスするために、ウェブユーザーが1つのログインID（及び関連するパスワード）を維持することを可能にしているけれども、さらに改善することが
40 求められている。たとえば、認証データは、もともと、典型的には傷つきやすく、保護されねばならない。このため、多数の関連するウェブサイトと、認証機能を実行する認証サーバーとの間のセキュリティが重要である。

【0007】

ケルベロス（Kerberos）認証などの現在利用できるネットワーク認証プロトコルは、ネットワークにログインしようとするユーザーの身元を認証し通信を暗号化するための共用の
50

キーすなわち唯一のキーを使用する。共用キーの使用（しばしば対称キー暗号化という）は、新しいウェブサービスが認証サービスを使用するためキーを供給する処理を要求する。ケルベロスシステムでは、認証サーバー（ケルベロスサービスすなわちキー配布センター（KDC））は、その認証サービスを使用するすべての関連するサーバーに共用キーを配布せねばならず、また、そのキーを定期的に新しくせねばならない。キー配布センターは、しばしばキーを郵送で発行する。残念ながら、共用キーを提供する必要性は、新しくウェブサービスに入るときやアクセス中の維持（定期的なキーの変更）を行うときに、かなりの複雑さをもたらす。さらに、多数の認証サービスプロバイダが連合する環境では、キー配布はさらに複雑になる。

【0008】

関連するサイトが2以上の独立のキー配布センター(KDC)から「kerb」チケットを受け取ることを決定するとき、キー配布はさらに複雑になる。また、認証システム対応サーバーのためのキーは、2つのキー配布センターで構成されねばならない。いいかえれば、関連するサイトをサポートするサイトが増えるほど、キー配布処理が複雑になる。さらに、もし複数のキー配布センターが連合する場合、キーをすべて共用せねばならず、キー配布の複雑性が増える。

【0009】

また、キーは、キー配布センター(KDC)で、または、いずれかの関連サイトで盗まれる危険性があり、これは、セキュリティプロトコルのいずれかのところでキーの信用性を傷つける危険性をもたらす。たとえば、認証サービスに人が侵入すると、すべての関連するサーバーのすべてのキーが盗まれる可能性がある。これがあると、関連するサーバーの全体のネットワークにわたってすべてのキーを新しくするのに必要な時間のため、認証サービスが本質的にシャットダウンする。

【0010】

公開キーインフラ構造(PKI)は、また、暗号化やデジタル認証をサポートするために使用できる。公開キー暗号化は、2つのキー、すなわち、1つの公開キーと1つの個人キーとを使用する。公開キーを用いて暗号化されたデータは、個人キーによってのみ復号化でき、また、その逆もある。公開キーインフラ構造は文書を認証し、デジタル署名をするのに有用なプロトコルを提供するけれども、スケーラブルで複数プラットフォームで動作する認証システムでは、うまく動かない。たとえば、公開キーインフラ構造のシステムは、一般的に非常に長いキー（典型的には、512ビット以上、これに対し、共用キーは200ビットより短い）を必要とするため、大量のデータを扱うときはあまりにも遅く動作する。キーが長くなるほど、より大きな計算能力が暗号化と復号化のために必要となる。

【0011】

さらに、公開キーインフラ構造(PKI)はキーが同期されることを必要とする。公開キーインフラ構造は、2つのキー（公開キーと個人キー）を持ち、これらの2つのキーは同期していなければならない。そのような1対のキーを取り消し、新しい対のキーを作るための、十分確立されたプロトコル/処理がある。

【0012】

これらの理由のため、特にスケーラブル/複数プラットフォームの認証システムで使用するため、共用の対称キープロトコルにおける上述の問題を最小にする、改良されたセキュリティプロトコルが望まれている。

【0013】

この発明の目的は、マルチサイト認証システムにおけるセキュリティを改善することである。

【0014】

【課題を解決するための手段および発明の効果】

この発明は、複数サイトユーザー認証システムのための改良されたセキュリティを提供することにより、上述の要望にかない従来の技術のいくつかの短所を解決する。好ましくは、この発明は、セキュリティを公開キーインフラ構造(PKI)の特徴で適応することによ

10

20

30

40

50

り、スケーラブルで複数プラットフォームで動作する認証システムの複雑さを減らす。これは、共用対称キープロトコルに固有の問題を最小にし、すでに存在している使用中のシステム/ソフトウェアの継続使用を可能にする。このことは、コストを著しく低下し、産業界における広い採用を促がす。

【 0 0 1 5 】

だれかが認証サービスの個人キーを盗んでも、本発明による改良プロトコルにより、認証サービスは、残っている信頼できる、サービスが委託されているサイトを崩壊することなく、その個人キーを急速に更新できる。同様に、目的先のサービス（すなわち対応ウェブサーバ）で個人キーが盗まれても、その行先のサービスは、認証サービスが新しいキーを発行するのを待つよりは、それ自体の個人キーと公開キーを更新する処理を独立に開始できる。

10

【 0 0 1 6 】

また、この発明は、セキュリティの危険を分離するため、目的先のサービスが多数の対の個人キーと公開キー（すなわち、委託されている認証サービスあたり1つ）を持つことを可能にする。この発明は、公開キーインフラ構造の考えを共用キー認証プロトコルに適用し、認証サービスにおけるキーの信用を傷つけることに関連するセキュリティの危険を除去できるので、プロトコルを強化する。さらに、ここに説明した発明の特徴は、現在使用されている技術よりも実行が容易であり、また、経済的に実行でき、事業として実用的である。

【 0 0 1 7 】

簡単に説明すると、本発明の第1の観点を具体化した方法は、データ通信ネットワークに結合される第1と第2のネットワークサーバを含むマルチサイト認証システムにおける情報セキュリティを提供する。この方法では、第1ネットワークサーバは、認証チケットを生成し、その認証チケットの内容を暗号化する。認証チケットは、データ通信システムに結合されるクライアントコンピュータのユーザーと関連される情報を含む。第1ネットワークサーバは、第1と第2のネットワークサーバにより共用される対称キーを用いて、認証チケットの内容を暗号化する。この方法では、さらに、第2ネットワークサーバと関連される公開キーを用いて共用キーを暗号化し、第1のネットワークサーバから第2のネットワークサーバに、前記の認証チケットを持っているクライアントコンピュータを向ける(direct)。

20

30

【 0 0 1 8 】

本発明の第2の観点を具体化したシステムは、マルチサイト認証システムと関連される認証サーバを含む。認証サーバは、クライアントコンピュータのユーザーを認証するために、そのユーザーからログイン情報を検索する。さらに、認証サーバは、ユーザーを認証した後で、クライアントコンピュータのユーザーに関連された情報を含む認証チケットを生成する。認証サーバは、チケットの内容を暗号化するため、認証システム対応サーバにより共用されている共用対称キーを用いる。認証システム対応サーバは、公開キーを備え、認証サーバは、この公開キーを用いて、前記の共用キーを暗号化する。

【 0 0 1 9 】

本発明の他の観点を具体化した方法では、第1ネットワークサーバから、クライアントコンピュータのユーザーに関連付けられた情報を含む認証チケットを生成し、第1ネットワークサーバと関連付けられた個人キーを用いて、チケットのための署名を生成する。この署名は、第2ネットワークサーバのためのアドレスを含む。この方法では、さらに、第1のネットワークサーバから第2のネットワークサーバに、プライバシー保護機能が強化されたプロトコルを用いて、前記のチケットを持っているクライアントコンピュータをリダイレクトし、第2ネットワークサーバにより、署名を正当化するため署名中の第2ネットワークサーバ自身のアドレス情報を同定する。

40

【 0 0 2 0 】

本発明の観点を具体化するセキュリティプロトコルは、共用対称キー、公開キー及び個人キーを含む。第1ネットワークサーバと第2ネットワークサーバは共用対称キーを共

50

用する。共用対称キーを用いて、第1ネットワークサーバーは、認証チケットの内容を暗号化する。また、第1ネットワークサーバーは、公開キーを用いて共用対称キーを暗号化する。この公開キーは、第2ネットワークサーバーと関連付けられている。第2ネットワークサーバーは、第2ネットワークサーバーの個人キーを用いて、暗号化された共用キーを解読し、解読された共用キーを用いてチケットの内容を解読する。

【0021】

また、本発明の観点を実体化するコンピュータにより読み出し可能な記録媒体は、第2ネットワークサーバー及びクライアントコンピュータとともにデータ通信ネットワークに結合されている第1ネットワークサーバーにおいて情報を安全にする認証において、クライアントコンピュータのユーザーに関連付けられた情報を含む(認証)チケットを生成するステップと、第1ネットワークサーバーと第2ネットワークサーバーにより共用されている共用対称キーを用いて、チケットの内容を暗号化するステップと、第2のネットワークサーバーに関連する公開キーを用いて、前記の共用キーを暗号化するステップと、前記のチケットを持っているクライアントコンピュータを第1のネットワークサーバーから第2のネットワークサーバーに向けるステップとからなるプログラムを記録する。

10

【0022】

また、この発明は、種々の他の方法や装置を含む。

【0023】

この発明の他の種々の特徴は、部分的に明らかであるが、一部は、後で指摘される。

【0024】

20

【発明の実施の形態】

以下、添付の図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。

図1は、本発明が使用されるネットワーク環境の1例を示す。クライアントコンピュータシステム12は、データ通信ネットワーク14に結合される。この例では、ネットワーク14は、インターネット(またはワールド・ワイド・ウェブ)である。しかし、この発明は、他の任意のデータ通信システムに適用できる。多くの認証システム対応サーバー(第2ネットワークサーバー)16、18、20も、ネットワーク14に結合される。また、クライアントコンピュータシステム12は、ネットワーク14を介して認証システム対応サーバー16、18、20にアクセスできる。認証システム対応サーバー16、18、20は、また、「ウェブサーバー」や「ネットワークサーバー」ともいう。ネットワークに結合される認証サーバー(第1ネットワークサーバー)24は、認証サーバー24自体、クライアントコンピュータシステム12及びウェブサーバー16、18、20の間で通信を可能にする。認証システム対応サーバーとは、マルチサイト認証システムに参加しているウェブサーバーであり、認証サーバー24による認証サービスに対応している。「認証サーバー」というが、この実施の形態での認証サーバー24は、ウェブブラウザや他のウェブサーバーと相互作用できるウェブサーバーでもある。この例では、データは、情報を交換するためにインターネットで一般に使用されているHTTP(ハイパー・テキスト・トランスファー・プロトコル)を用いて、認証サーバー24、クライアントコンピュータシステム12及びウェブサーバー16、18、20の間で通信される。

30

【0025】

40

認証データベース26は、認証サーバー24と結合される。認証データベース26は、クライアントコンピュータシステム12のユーザーを(ネットワークの他のユーザーと同様に)認証するのに必要な情報を含み、また、ユーザーが認証システム対応サーバーにアクセスするとき、ユーザープロファイル情報のどの要素が認証システム対応サーバーに提供されるべきであることを明らかにする。認証データベース26は認証サーバー24とは別に示されているが、発明の他の実施の形態では、認証データベース26は認証サーバー24に含まれていてもよい。たとえば、複数の認証サーバー24が連合する環境では、複数の認証サーバー24が認証サービスを提供するために使用される(図では、第2の認証サーバー24は、一部が破線で示されている)。

【0026】

50

この発明は、図 1 に示されるマルチサイトユーザー認証システムのための、改善されたセキュリティを提供する。好ましくは、この発明は、2重キー暗号システムの特徴を用いてセキュリティプロトコルを適用することにより、スケーラブルで複数プラットフォームで動作する認証システムの構築の複雑さを減少する。これは、共用対称キープロトコルに固有の問題を最小にし、すでに使用されているシステム/ソフトウェアの使用を可能にする。これにより、費用を大きく減少し、産業界における広い採用を促進する。

【0027】

以下に説明する認証プロセスを実行する前に、クライアントコンピュータシステム 12 のユーザーと、認証システム対応サーバー 16、18、20 のオペレータとともに認証サーバー 24 で「登録」する。この登録は、認証サーバーに必要な情報を提供するための1回のプロセスである。クライアントコンピュータシステム 12 のユーザーは、たとえば、ユーザーの名前、郵便の住所、電子メールアドレス、および/または、ユーザーまたはクライアントコンピュータについての他の情報を提供することにより、認証サーバーで登録する。ユーザー登録処理の一部として、ユーザーは、ログインIDを割り当てられ、または、選択する。このログインIDは、共通のログインIDであり、認証システム対応サーバー（たとえばサーバー 16、18、20）にアクセスするために使用される。ログインIDは、ここでは、「ユーザー名」、「ログイン名」ともいう。さらに、ユーザーは、認証の目的で使用される、ログインIDに関連するパスワードを選択する。認証サーバーで登録しログした後で、ユーザーは、どの認証システム対応サーバー（すなわち、同じ認証サーバーに登録している認証システム対応サーバー）も、追加の認証なしに、関連するユーザープロフィールにすでに含まれているユーザー情報を再入力することなしに、訪ねられる。

10

20

【0028】

認証システム対応サーバー 16、18、20 の操作者は、その認証システム対応サーバーについての情報（たとえばサーバー名やインターネットアドレス）を提供することにより、認証サーバーに登録する。さらに各認証システム対応サーバー 16、18、20 は、その認証要求についての情報を提供する。認証のための要求は、ユーザーによる最後のログインから認証情報の提供までに許される最長時間により特定できる。また、この要求は、ユーザーによる認証情報の最後の「リフレッシュ」により特定できる。

【0029】

認証情報のリフレッシュ（refresh）とは、そのユーザーがなおクライアントコンピュータシステムを操作していることを確認するためユーザーにパスワードを再入力させることをいう。認証サーバーからログアウトせずにユーザーがコンピュータシステムから離れるとき、他の人がそのユーザーのログインIDを用いて認証システム対応サーバーにアクセスすることが可能ならば、認証情報の定期的な再入力是有用である。もしユーザーが許可された最長時間がすぎた後で認証システム対応サーバー 16、18、20 へのアクセスを要求するならば、認証サーバー 24 は、そのユーザーを再認証する（すなわちリフレッシュする）。こうして、中心の認証サーバーはあるけれども、認証システム対応サーバー 16、18、20 は、認証サーバーに強制される認証要求を確立できる。認証サーバー 24 に登録した後で、認証システム対応サーバー 16、18、20 は、認証サーバーにも登録しているユーザーを認証するために、認証サーバーを使用できる。

30

40

【0030】

先に説明したように、共用対称キー・セキュリティプロトコル（たとえばケルベロスプロトコル）は、認証サービスと目的先サービスとの間で認証を行うために使用できる。この場合、認証サービスは、典型的には、ユーザー名/パスワード（またはパスワードに相当するもの）を受け取る。このユーザー名/パスワードの確認のとき、認証サービスは、目的先サービスにチケットを発行する。共用サービスと目的先サービスにのみ知られている共用対称キーがそのチケットを暗号化するので、このチケットは、単独で、ユーザーの身元の目的先サービスを保証する。また、このプロトコルは、そのチケットが、委託されている目的先サービスによってのみ使用可能であることや、そのチケットが、委託されてい

50

るソース(すなわち認証サービス)からきたことの保証を認証サービスに提供する。さらに、このプロトコルは、認証サービスと目的先サービスの両方に、内容(コンテンツ)が他の誰にも見えないことを保証する。すべてのこれらの保証は、その内容を暗号化し解読する唯一の方法が共用対称キーの知識によるという事実に基づいている。典型的には、すべての目的先サービスがそれ自体のキーを持ち、そのため、認証サービスはすべてのキーを知っているが、各目的先サービスはそれ自体のキーのみを知っている。

【0031】

当業者に理解されるように、公開キーインフラ構造(PKI)は、複数のキーが同期されることを要求する。PKIは2つのキー(公開キーと個人キー(秘密キーともいう))を持ち、これらの2つのキーは同期された状態でなければならない。そのような一对のキーを呼び出し新しい一对のキーを生成するため、よく確立されたプロトコル/処理がある。この発明は、この1対のキーの認証局とキーの持主にこの問題をゆだね、これにより、共用キー認証システムからキー配布を除く。発明のこの観点が以下により詳細に説明される。

10

【0032】

多数の暗号アルゴリズム(たとえば3DESやHMAC-RC4)が、暗号化されたものの内容をキーの知識なしに解読することがほとんど不可能なものとして産業界でよく受け入れられている。したがって、キーの保護がセキュリティプロトコルの極端に重要な観点になる。先に説明したように、従来の共用キーシステムでは、認証サービスは、キーを目的先サービスに安全に送らねばならない。また、プロトコルは、キーが盗まれても、その害が最小になるように、キーを定期的に改める手段を取る。残念ながら、これは、マルチサイトユーザー認証システムにおいてセキュリティをはなはだしく複雑にする。さらに、もし目的先サービスが1以上の認証サービスを同じプロトコルで委託することを選ぶなら、共用対称キーは、すべての認証サービスの間で共用されねばならない。このことは、共用対称キーの配布や更新をさらに複雑にする。

20

【0033】

発明の1つの実施形態において、ランダムに生成された、使い捨てのセッションキーが共用キーの代わりに用いられる。認証サービス24は、目的先サービス(すなわち1つの認証システム対応サーバー16, 18, 20)の公開キーを用いてセッションキーを暗号化する。また、認証サービス24は、内容を署名するために個人キーを用いる。こうして、この発明は、共用対称キーのセキュリティの性質を保持するが、その欠点は保持しない。この発明のセッションキー・セキュリティプロトコルは、以下のことを保証する。(a) 認証チケットがその認証システム対応サーバー16, 18, 20においてのみ使用できること。(b) 内容が、正しいソース(すなわち、認証サーバー24)からくること。(c) チケットの内容が、ソースと目的先(すなわち、認証サーバーと認証システム対応サーバー)によってのみ知られていること。(d) 認証システム対応サーバーがその署名を否認できないこと。チケットの内容の知識は、もしチケットが認証情報のみを含み、個人的なユーザーデータを含まないならば、ソースと目的先に限定される必要はない。この場合、内容は、他のどの場所でも使用できず、したがって、保護される必要がない。当業者は、署名アルゴリズムを含む業務はありふれていて、署名アルゴリズムは、署名されるデータの中で、よく知られた、前もって定義された身元確認を行う手段である。発明の1つの実施形態では、これが含まれているか、または、共通のアルゴリズムが認証サーバー24とサイト26により仮定される。

30

40

【0034】

理解されるように、認証チケットをSSL(セキュアソケットレイヤ)または同様な技術を介して送ることは、認証プロトコルに複雑さを加えることなく、ソースと目的先のみがチケットの内容を知っていることを保証する。

【0035】

発明のこの実施形態のセッションキー・セキュリティプロトコルは、公開キー暗号システムの考え(すなわち委託されている者(サーバー)を同定するためにデジタル証明書を用いる公開キーインフラ構造(PKI))を共用キー環境に適用する。一般に、公開キーシ

50

システムは、1つのキーが公開キーであり他方が個人キーである1対のキーすなわち2つのキーの暗号化を使用する。たとえば、公開キーは、1つのメッセージを暗号化し、次に受け取り人の個人キーがメッセージを解読する。公開キーにより暗号化されたデータは、公開キーによって解読できるのみである。さらに、1対の公開キーと個人キーは、1つのキーの知識が他方のキーを明かさないように、異なる値を持つ。したがって、認証サーバー24は、セキュリティの危険を生じることなく、第三者に公開キーを発行できる。PKIは、しばしば、SSLなどのプロトコルにおける証明書と関連して使用される。

【0036】

好ましくは、この発明は、共用対称キープロトコルの基本的性質を維持する。すなわち、この発明は、チケットの内容や、その内容の関連するすべての解釈を変更しない。一般に、認証サーバー24がチケットの内容を暗号化しようとするとき、(共用対称キーと同じ暗号強度/長さの)ランダムなセッションキーを生成する。認証サーバー24は、共用対称キーシステムにおけるのと同じ暗号アルゴリズムを用いて、チケットの内容を暗号化するため、このランダムなセッションキーを用いる。認証サーバー24は、次に、目的先(すなわち認証システム対応サーバー16, 18, 20)の公開キーでランダムなセッションキーを暗号化する。

【0037】

さらに、認証サーバー24は、その個人キーを使用して、チケット内容のダイジェストメッセージの暗号化の計算(Encrypt(Digest(ticket content)))により署名を作る。

【0038】

図2は、本発明の具体例を説明するフロー図の1例であり、クライアントコンピュータのユーザーが関連サーバーにアクセスしようとするときのクライアントコンピュータ12、少なくとも1つの認証システム対応サーバー16及び認証サーバー24の間の相互作用を説明する。その考え方が、本発明のマルチサイトユーザー認証システムを利用する認証システム対応サーバー18, 20や他の任意の対応ウェブサーバーにも適用できるけれども、以下の説明は、単純化するため、認証システム対応サーバー16に向けられる。

【0039】

図2に示す例は、クライアントコンピュータシステム12のユーザーが認証システム対応サーバー16にまだログしていず、認証サーバー24によりまだ認証されていない状況を表わす。発明の1実施形態では、複数の認証サーバー24が連合される環境を提供する。図2において、ラベルA~Gで表わした線は、認証プロセスにおける情報またはアクティビティの流れを表わす。線における矢印は、処理の流れの方向を示す。ラベルAは、処理の開始を示し、ラベルGは処理の終了を示す。図3は、図2の処理の関連するフロー図の1例である。

【0040】

図2と図3の処理の流れでは、ステップ32で、クライアントコンピュータシステム12のユーザーは、認証システム対応サーバー16を介して利用できるポータルサービス(たとえばhttp://www.msn.comのインターネットサービスのMSNネットワーク)にアクセスすることにより開始する。ステップ32において、ユーザーは、ポータルを通して利用できる1つのサービスを選択する。たとえば、ユーザーは、1つのリンク(たとえば、http://eshop.msn.com)をクリックすることにより、オンライン・ネットワークサービスや他のウェブサービスにアクセスする(線A参照)。

【0041】

ステップ34とステップ36に進んで、認証システム対応サーバー16は、サインイン・インタフェース(たとえば、「ログインするためここをクリックしてください。」)をユーザーに提供する。サインインは、オンライン認証サービスに入るときの署名である。ユーザーがサインイン・インタフェースでクリックすると、次に、認証システム対応サーバー16のポータルサービスは、クライアントコンピュータシステムを、認証サーバー(たとえばマイクロソフト社のパスポート・サインイン・サービス(Passport sign-in service))により提供されるマルチサイトユーザー認証システムにリダイレクトする(redirect

10

20

30

40

50

) (線 B 参照)。図 2 と図 3 の例では、認証システム対応サーバー 16 は、クライアントコンピュータシステム 12 を login.authsite.com にリダイレクトし、クライアントコンピュータシステム 12 は、ステップ 36 で、ポータルにより発行されるリダイレクトコマンドに従う。

【0042】

ステップ 40 で、認証サーバー 24 は、そのユーザーがすでに認証されたことを示す *.authsite.com ドメインでの認証クッキーがあるか否かを決定する。もしなければ、ステップ 48 で、認証サーバー 24 の login.authsite.com でのユーザーインタフェースモジュールが、ユーザー名 / パスワードを受け取るユーザーインタフェースページに回答する (線 C 参照)。ステップ 50 で、ユーザーは、ユーザー名 / パスワードを入力し、login.passport.com で認証サーバー 24 にその情報を通知 (post) する (線 D 参照)。次に、ステップ 52 は、認証サーバー 24 は、ユーザーにより提供されるユーザー名 / パスワードを確認する (有効にする) (線 E 参照)。

【0043】

もしステップ 52 での確認が成功するならば、認証サーバー 24 は、希望のウェブサービスの場所を探し、クライアントコンピュータシステム 12 を、暗号化されたチケット / プロファイル情報とともに適当なサービス (たとえば、http://eshop.smn.com/) にリダイレクトする (線 F 参照)。いいかえれば、認証サーバー 24 は、認証データベース 26 から適当な場所の情報を検索して、選択されたサービスを提供するサーバー 16 (またはサーバー 18, 20) の場所を同定する。発明の 1 実施形態によれば、セキュリティプロトコルは、チケットのメッセージの内容 (たとえばユーザー名とパスワード) を暗号化するため一般的なセッションキーを用いる。次に、認証サーバー 24 は、認証システム対応サーバー 16 の公開キーを使用してセッションキーを暗号化し、次に、それ自身の個人キーを用いてチケットを署名する。

【0044】

次にステップ 60 で、クライアントコンピュータ 12 は、認証システム対応サーバー 16 (たとえば http://eshop.msn.com) でのウェブサービスへのリダイレクトに従う (線 G 参照)。この例では、認証システム対応サーバー 16 は、その公開キーと署名とに基づいてチケットの内容を確認する。次に、認証システム対応サーバー 16 は、その個人キーを用いてセッションキーを解読し、次に、セッションキーを用いて認証チケットのメッセージ内容を解読する。別の方法では、認証サーバー 24 がそのウェブサイトの公開キーを持っていないならば、クライアントコンピュータ 12 は、http://eshop.msn.com へのリダイレクトに従って、SSL (セキュアソケットレイヤ) の使用を保証する。

【0045】

ステップ 52 に戻って説明すると、もしユーザーが入力した情報が正しくなければ (すなわち、認証データベース 26 に格納されている情報と合わなければ)、認証サーバー 24 は、ウェブページを生成しユーザーに通信して、ログイン ID とパスワードの組み合わせが正当でないことを示す。ログイン ID、パスワードの誤りの場合、セキュリティの心配のため、たとえば、ユーザーがログインを試みることができる回数を制限してもよい。

【0046】

この実施形態では、認証サーバー 24 は、暗号化されたランダムなキーと署名とを、そのランダムなキーで暗号化されないチケットの一部として追加する。認証サーバー 24 は目的先サービス (認証システム対応サーバー 16, 18, 20 の 1 つ) の公開キーでセッションキーを暗号化する。また、認証サーバー 24 は、内容を署名するため個人キーを使用する。このように、この発明は、共用対称キーのセキュリティの性質を保持するが、その短所は持っていない。この発明のセッションキー・セキュリティプロトコルは、特定の認証システム対応サーバー 16 のみが認証チケットを使用できることを認証サーバー 24 に保証する。同様に、この発明は、チケットが正しいソース (すなわち認証サーバー 24) から来たことを目的先サービス (すなわち認証システム対応サーバー 16) に保証する。これは、認証サービスの公開キーで署名を確認することにより達成される。さらに、ソース

10

20

30

40

50

と目的先（すなわち、認証サーバーと認証システム対応サーバー）のみがチケットの内容を知っている。

【0047】

たとえば、チケット t は、以下の形式を取る。

$t = \text{Encrypt}_{\text{sessionkey}}(\text{ユーザー名} + \dots) \text{PKIEncrypt}_{\text{PP3}}(\text{セッションキー}) \text{PKISignature}_{\text{PVP}}(\text{全内容})$

すなわち、チケット t は、メッセージの内容（ユーザー名など）のセッションキーによる暗号化データ、セッションキーの公開キー PP3 による暗号化データおよびチケットの内容の公開キー PVP による署名からなる。ここで、 PP3 は第3者（認証システム対応サーバー）の公開キーであり、 PVP は認証サーバー 24 の公開キーである。

10

【0048】

もしチケットが認証情報のみを含み、個人的なユーザー情報を含まないならば、チケットの内容の知識は、ソースと目的先に限定されない。この例では、内容は、他の任意の場所で使用できず、第3者の攻撃者にとってほとんど価値がない。セッションキー・セキュリティプロトコルの1例では、チケットの内容の知識をソースと目的先に限定する必要は、目的先の公開キーの知識を要求しないことにより緩和される。セキュリティチケットは単純に暗号化されない。チケットが異なる目的先により使用可能でないことを保証するため、チケットは、署名の一部として目的先のアドレス（たとえばドメイン名）を含む。こうして、目的先サービスは、署名を使用する前に、それ自体のサイトドメインで署名を確認できる。

20

【0049】

たとえば、チケット t は以下の形式をとる。

$t = \{\text{PUID} + \text{sign in time} + \dots + \text{siteID}_3(\text{siteDomain}_3)\}$

ここで、 PUID は認証サーバー 24 により確立される一意の身元識別データ（ID）を示し、 sign_in_time はサインイン時間を示し、 $\text{siteID}(\text{siteDomain})$ は、サイトドメイン siteDomain のサイトの身元識別データ（ID）を示し、添字の 3 は第3者を示す。

【0050】

SSL/TLS などの改ざんに強くプライバシー保護機能が強化されたプロトコルにより、暗号化されない認証チケットを送信することも、ソース（認証サーバ）と目的先（認証システム対応サーバー）のみがチケットの内容を知ることが保証されることが、理解されるべきである。認証サーバー 24 は認証システム対応サーバー 16 の公開キーを知る必要がないので、発明のこの実施形態は、さらに、キー供給システムを単純にする。

30

【0051】

図3のフローは、マイクロソフト社のパスポート・サインイン・サービスなどの認証サービスに関して、セッションキー・セキュリティプロトコルを示す。これがケルベロスプロトコルにも適用可能であることが理解されるべきである。以下に、分散マルチサイトユーザー認証システム（たとえば、マイクロソフト社のパスポート・サインイン・サービス）により利用されケルベロスプロトコルに適用される「パスポート」プロトコルに適用されるセッションキー・セキュリティプロトコルを説明する。

【0052】

次に、そのようなセッションキー・セキュリティプロトコルの例を説明する。第1の例は、分散マルチサイトユーザー認証システム（たとえばマイクロソフト社のパスポート・サインイン・サービス）により使用されるセッションキー・セキュリティプロトコルである。

40

【0053】

パスポートチケット（Ticket）の構造は以下のとおりである。

```

Ticket={
    memberidLow integer
    memberidHigh integer
    lastRefresh integer
    lastLogin integer
    currentTime integer
}

```

10

チケットの内容は、身元識別データmemberid、最後のリフレッシュ時間lastRefresh、最後のログイン時間lastLogin、現在の時間currentTimeを含む。

【 0 0 5 4 】

チケットのすべての内容は、共用キーを用いてPassport 2.1にまで暗号化される。

【 0 0 5 5 】

(1) 目的先の公開キーの知識なしに、サイトの情報(サイトの身元識別データsiteIDなど)と署名(signature)がチケットの一部に追加できる。

```

Ticket={
    memberidLow integer
    memberidHigh integer
    lastRefresh integer
    lastLogin integer
    currentTime integer
    siteID integer
    siteDomain (optional)
    signature
}

```

20

30

【 0 0 5 6 】

署名は以下のパスポートの個人キーに基づいている。

Encrypt (Digest (ticket content except signature itself))

これは、署名自体を除くチケットの内容のダイジェストメッセージの暗号化データである。チケットの内容が第三者に見えないことを保証するため、チケットの内容は、SSL/TLSネットワークプロトコルを通してのみ転送される。メンバーID (memberid) が保護されるべき重大な価値がないと認証サービスが決定する場合には、SSL/TLSは要求されない。

40

【 0 0 5 7 】

最新のウェブの標準に従うため、この実施形態におけるパスポートの実行サービスは、チケット構造をxml文書フォーマットに変更する。

【 0 0 5 8 】

(2) 目的先の公開キーの知識を用いて、チケットは以下のように暗号化される。

```

Ticket={
    EncryptedContent{
        memberidLow integer
            memberidHigh integer
        lastRefresh integer
            lastLogin integer
        currentTime integer
    }
    EncryptedSessionKey
    Signature
}

```

ここで、EncryptedSessionKeyは、目的先の公開キーを用いて暗号化されたランダムなセッションキーであり、Signatureは、パスポートの個人キーを用いて暗号化された、署名以外のチケットのダイジェストメッセージであり、EncryptedContentは、セッションキーを通して

【0059】

第2の例は、ケルベロスプロトコルに適用されるセッションキー・セキュリティプロトコルである。

ケルベロスサービスチケットの構造は以下のとおりである。

```

Ticket ::= [APPLICATION1]SEQUENCE{
    tkt-vno[0]    INTEGER,
    realm[1]     Realm,
    sname[2]     PrincipalName,
    enc-part[3]  EncryptedData, --EncTicketPart
    extensions[4] TicketExtensions OPTIONAL
}

```

【0060】

いまEncryptedDataは共用キーを用いて暗号化されている。1つの実施形態では、チケットの1つの拡張データextensionはチケットキーを運ぶために追加され、このチケットキーは、EncryptedDataを暗号化するために使用される。PKI-Ticket-Extensionは、対象(sname)の公開キーにより暗号化されるチケットキーを含む。チケットキーが、委託されているキー配布センターからくることを証明するため、PKI-Ticket-ExtensionPKI-Ticketは、また、キー配布センターによるEncryptedDataの署名を含む。

【0061】

```

PKI-Ticket-Extension:{
    te-type[0]    INTEGER
    te-TicketKey[1]
    te-Signature[2]
}

```

ここで、te-TicketKeyは対象(sname)の公開キーにより暗号化されたチケットキーすなわちEncrypt(TicketKey)であり、te-Signatureは、キー配布センターの個人キーにより暗号化されたデータEncryptedDataのダイジェストメッセージの署名すなわちEncrypt(Digest(EncryptedData))である。

10

【0062】

図4は、コンピュータ70の形での一般目的のコンピュータ装置の1例を示す。発明の1つの実施形態では、コンピュータ70などのコンピュータは、クライアントコンピュータシステム12、認証サーバー24、ユーザーインタフェースサーバー28、または他の認証システム対応サーバー16, 18, 20での使用に適している。

【0063】

この実施形態において、コンピュータ70は、1以上のプロセッサまたはプロセッシングユニット(CPUなど)72とシステムメモリ74を持つ。また、システムバス76は、システムメモリ74を含む種々の部品をプロセッサ72に接続する。バス76は、メモリバスまたはメモリコントローラ、ペリフェラルバス、AGP(accelerated graphics port)、種々のバスアーキテクチャを用いるプロセッサバスまたはローカルバスを含むバス構造の中の1以上のいずれかの種類のバス構造を表わす。バス構造の例として、ISA(Industry Standard Architecture)バス、MCA(Micro Channel Architecture)バス、EISA(Enhanced ISA)バス、VESA(Video Electronics Standards Association)ローカルバス、メザンバスとしても知られるPCI(Peripheral Component Interconnect)バスが挙げられるが、これらには限定されない。

20

【0064】

コンピュータ70は、典型的には、少なくとも、コンピュータにより読み出し可能な記録媒体を備える。コンピュータにより読み出し可能な記録媒体は、揮発性と不揮発性の媒体や取り外し可能な媒体と取り外し不可能な媒体を含み、コンピュータ70によりアクセスできる利用可能な媒体である。コンピュータにより読み出し可能な媒体の例は、コンピュータ記憶媒体と通信媒体であるが、これに限定されない。コンピュータ記憶媒体は、コンピュータにより読み出し可能な命令、データ構造、プログラムモジュールまたは他のデータなどの情報の格納のための任意の方法または技術において実現される、揮発性媒体や不揮発性媒体と、取り外し可能な媒体と取り外し不可能な媒体を含む。たとえば、コンピュータ格納媒体は、RAM、ROM、EEPROM、フラッシュメモリまたは他のメモリ技術、CD-ROM、DVD(デジタルバーサタイルディスク)または他の光記録媒体、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスク記録媒体または他の磁気記録媒体、または、所望の情報を格納しコンピュータ70によるアクセスできる他の任意の媒体を含む。通信媒体は、典型的には、搬送波または他の送信メカニズムなどの変調されたデータ信号の形として表わされている、コンピュータにより読み出し可能な命令、データ構造、プログラムモジュールまたは他のデータなどの情報であり、任意の情報伝達媒体を含む。当業者は、この変調されたデータ信号をよく知っており、このデータ信号は、信号中の情報を符号化するように設定されまたは変更された1以上の特性を備える。有線ネットワークまたは直接配線(direct-wired)ネットワークなどの有線媒体と、音響媒体、RF媒体、赤外媒体、他の無線媒体などの無線媒体は、通信媒体の例である。また、以上のものの組み合わせも、コンピュータにより読み出し可能な媒体の例である。

30

40

【0065】

50

システムメモリ 74 は、揮発性媒体や不揮発性媒体と、取り外し可能な媒体と取り外し不可能な媒体の形態のコンピュータ記録媒体を含む。図示された例では、システムメモリ 74 は、ROM 78 と RAM 80 を含む。BIOS (basic input/output system) は、たとえば立ち上げの際のコンピュータ 70 内の要素の間の情報伝達に役立つ基本的なルーチンを含み、典型的には ROM 78 に記憶される。RAM 80 は、典型的には、プロセッシングユニット 72 により直ちにアクセス可能であり、および/または、現在動作されているデータおよび/またはプログラムのモジュールを含む。1例では、図 4 は、OS (オペレーティングシステム) 84、アプリケーションプログラム 86、他のプログラムモジュール 88 およびプログラムデータ 90 を含むが、これに限定されない。

【0066】

コンピュータ 70 は、また、取り外し可能/取り外し不可能の揮発性/不揮発性のコンピュータ記録媒体を含んでいてもよい。たとえば、図 4 は、取り外し可能な不揮発性磁気媒体に読み書きするハードディスクドライブ 94 を示す。また、図 4 は、取り外し可能な不揮発性磁気ディスク 98 に読み書きする磁気ディスクドライブ 96 と、CD-ROM または他の光媒体などの取り外し可能な光ディスク 102 に読み書きする光ディスクドライブ 100 を示す。この動作環境において使用可能な他の取り外し可能/取り外し不可能の揮発性/不揮発性のコンピュータ記録媒体の例は、磁気テープカセット、フラッシュメモリカード、DVD、デジタルビデオテープ、固体 RAM、固体 ROM などであるが、これに限定されない。ハードディスクドライブ 84、磁気ディスクドライブ 96 および光ディスクドライブ 100 は、典型的には、インタフェース 106 などの不揮発性メモリインタフェースによりシステムバス 76 に接続されている。

【0067】

上に説明されず 42 に示されているドライブまたは他の大量記憶装置とそれに関連するコンピュータ記録媒体は、コンピュータ 70 のため、コンピュータにより読み出し可能な命令、データ構造、プログラムモジュールおよび他のデータを記憶する。図 4 において、たとえば、ハードディスクドライブ 94 は、オペレーティングシステム 110、アプリケーションプログラム 112、他のプログラムモジュール 114 およびプログラムデータ 116 を記憶するものとして示されている。なお、これらの部分は、オペレーティングシステム 84、アプリケーションプログラム 86、他のプログラムモジュール 88 およびプログラムデータ 90 と同じであっても異なってもよい。オペレーティングシステム 110、アプリケーションプログラム 112、他のプログラムモジュール 114 およびプログラムデータ 116 は、ここでは、異なる参照数字で示されていて、少なくともそれらが異なる複製であることを示している。

【0068】

ユーザーは、キーボード 120、(たとえばマウス、トラックボール、ペン、タッチパッドなどの)ポインティングデバイス 122 などの入力装置によりコンピュータ 70 に命令と情報を入力できる。他の入力装置(図示しない)は、マイクロフォン、ジョイスティック、ゲームパッド、サテライトディッシュ、スキャナなどを含む。これらや他の入力装置は、システムバス 76 に接続されるユーザー入力インタフェース 124 を介してプロセッシングユニット 72 に接続されるが、しかし、パラレルポート、ゲームポート、または USB などの他のインタフェース構造やバス構造に接続できる。モニター 128 または他の種類の表示装置は、ビデオインタフェース 130 などのインタフェースを介してシステムバス 76 に接続される。モニター 128 に加え、コンピュータは、しばしば、出力周辺インタフェース(図示しない)に接続できるプリンタ、スピーカーなどの他の周辺出力装置(図示しない)を含む。

【0069】

コンピュータ 70 は、リモートコンピュータ 134 などの 1 以上のリモートコンピュータへの論理接続を用いるネットワーク環境において動作できる。このリモートコンピュータ 134 は、たとえば、パーソナルコンピュータ、サーバー、ルーター、ネットワーク PC、ピア装置または他の共通のネットワークノードであり、典型的には、コンピュータ 7

10

20

30

40

50

0 について先に説明した要素の多くまたはすべてを含む。図 4 に示される論理接続は、LAN (ローカルエリアネットワーク) 136 と WAN (ワイドエリアネットワーク) 138 を含むが、また、他のネットワークを含んでいてもよい。そのようなネットワーク環境は、事務所、企業に広がるコンピュータネットワーク、イントラネット、グローバルコンピュータネットワーク (たとえばインターネット) においてありふれている。

【0070】

ローカルエリアネットワーク環境において使用されるとき、コンピュータ70は、ネットワークインタフェースまたはアダプタ140を介してLAN136に接続される。ワイドエリアネットワークで使用されるとき、コンピュータ70は、典型的には、インターネットなどのWAN138での通信を確立するモデム142または他の手段を含む。モデム142は、内蔵モデムや外付けモデムのユーザー入力インタフェース134または他の適当なメカニズムを介してシステムバス76に接続される。ネットワーク環境では、コンピュータ70に関して説明されたプログラムモジュールまたはその一部が、リモート記憶装置 (図示しない) に記憶できる。たとえば、図4は、メモリ装置に常駐するリモートアプリケーションプログラム144を示す。図示されるネットワーク接続は1例であり、コンピュータの間に通信リンクを確立する他の手段も使用できる。

【0071】

一般的に、コンピュータ70のデータプロセッサは、コンピュータにより読み出し可能なコンピュータの種々の記録媒体において異なる時間に格納される命令によりプログラムされる。プログラムとオペレーティングシステムは、典型的には、たとえば、フレキシブルディスクやCD-ROMで配布される。それからコンピュータの2次的メモリにインストールされ、または、ロードされる。実行時には、それらは、コンピュータの1次メモリに少なくとも部分的にロードされる。ここで説明する発明は、これらおよび他の種々の種類のコンピュータに読み出し可能な記録媒体を含み、そこに、マイクロプロセッサまたは他のデータプロセッサとともに後で説明されるステップを実行する命令またはプログラムを含む。また、この発明は、以下に説明する方法と技術によりプログラムされるときにコンピュータ自体を含む。

【0072】

図に示すため、オペレーティングシステムなどの、プログラムと他の実行可能なプログラム部分は、ここでは別々のブロックで示される。そのようなプログラムやプログラム部分は、コンピュータの異なる記憶部品に異なる時間に存在し、コンピュータのデータプロセッサにより実行される。

【0073】

この発明は、コンピュータ70を含むコンピュータシステム環境において説明されたが、多数の一般目的または特定目的のコンピュータシステムの環境または構成において動作する。コンピュータシステム環境は、発明の用途や機能の範囲について制限を与えるものではない。さらに、コンピュータシステム環境は、例として示された動作環境において説明された部分または複数の部分の組み合わせに関連した依存性や要求を持つものとして解釈されてはならない。周知のコンピュータシステム環境/構成の例は、これらに限定されないが、パーソナルコンピュータ、携帯またはラップトップ装置、マルチプロセッサシステム、マイクロプロセッサを用いたシステム、セットトップボックス、プログラマブル家電機器、ネットワークPC、ミニコン、メインフレームコンピュータ、および、上述のいずれかのシステム、装置などを含む分散コンピュータ環境である。

【0074】

この発明は、1以上のコンピュータまたは他の装置により実行される、プログラムモジュールなどの、コンピュータによる実行される命令の一般的な文脈で説明できる。一般的には、プログラムモジュールは、これらには限定されないが、タスクを行いまたは抽象データタイプを実現するルーチン、プログラム、オブジェクト、コンポーネント (component) およびデータ構造を含む。また、この発明は、通信ネットワークを通してリンクされているリモートプロセッシング装置によりタスクが行われる分散コンピュータ環境において

10

20

30

40

50

具体化できる。分散コンピュータ環境では、プログラムモジュールは、メモリ格納装置を含むローカルおよびリモートのコンピュータ格納媒体の中に位置される。

【0075】

本発明は、2キーシステムに基づくセッションキー・セキュリティプロトコルを用いる共用対称キープロトコルに固有の問題を本質的に除去する。好ましくは、セッションキープロトコルは、すでに存在する対象のシステム/ソフトウェアを用いて経済的に使用することを可能にする。また、このプロトコルは、産業により広く採用されることを促進する。

【0076】

さらに、本発明は、プロトコルのいずれかの端でキーが傷つけられるという危険を除く点で強いプロトコルを提供する。たとえば、認証サービスに人が侵入するとすべての認証システム対応サーバーの全キーが盗まれた可能性がある。これは、認証システム対応サーバーの全ネットワークにわたってすべてのキーを再設定するために必要な期間のため、認証サービスの停止を生じる。対照的に、この発明のセキュリティプロトコルは、認証システム対応サーバーを混乱させることなく認証サービスが急速に盗まれたキーを置き換えることを可能にする。同様に、もし目的先のサービスで個人キーが盗まれると、その目的先のサービスは、認証サービスが新しいキーを発行するのを待つよりは、それ自体の個人キーと公開キーを再設定するサービスを独立に開始できる。さらに、本発明は、セキュリティの危険を分離するため、目的先のサービスが多数の個人/公開キーの対(たとえば、認証サービスが委託する認証サービス当り1個の対)を持つことを可能にする。

【0077】

以上に説明したことからわかるように、本発明の目的が達成され、好ましい結果が得られている。

【0078】

なお、上述の構成と方法は本発明の範囲から離れることなしに種々に変更できるので、発明の詳細な説明と図面に記載された内容は例として解釈されるべきであり、限定するものとして解釈されるべきではない。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明が使用されるネットワーク環境の1例のブロック図

【図2】 クライアントコンピュータのユーザーが関連サーバーにアクセスしようとするときの、図1のクライアントコンピュータ、関連サーバー及び認証サーバーの間の相互作用を説明する1例のフローチャート

【図3】 クライアントコンピュータのユーザーが関連サーバーにアクセスしようとするときの、図1のクライアントコンピュータ、関連サーバー及び認証サーバーの間の相互作用を説明する1例のフローチャート

【図4】 図1のシステムに使用されるコンピュータの部分を示すブロック図

【符号の説明】

12 クライアントコンピュータシステム、 14 ネットワーク、 16、18、20 認証システム対応サーバー、 24 認証サーバー、 26 認証データベース、 70 コンピュータ、 72 プロセッサまたはプロセッシングユニット、 90 プログラムデータ、 94 ハードディスクドライブ、 98 不揮発性磁気ディスク、 102 光ディスク。

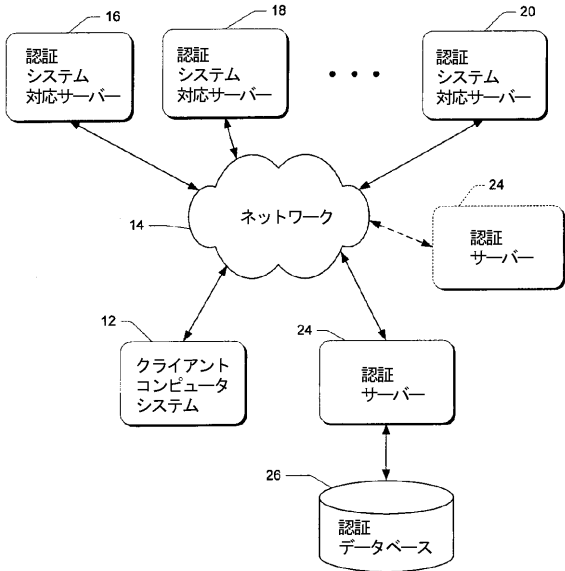
10

20

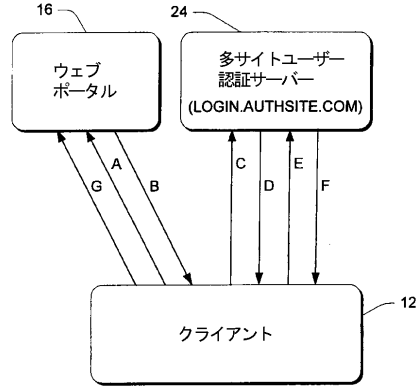
30

40

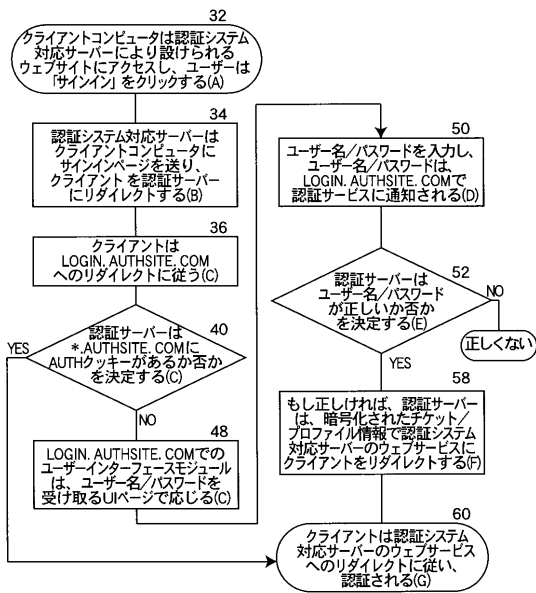
【図1】



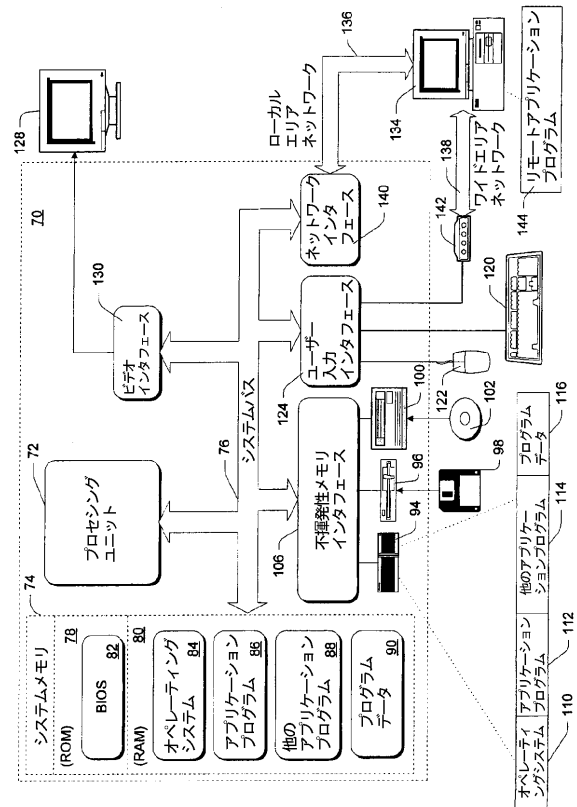
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

- (72)発明者 ウェイ・キアン・エム・グオ
アメリカ合衆国98006ワシントン州ベルビュー、133アベニュー・サウスイースト4616
番
- (72)発明者 ジョン・エイチ・ハワード
アメリカ合衆国98074ワシントン州サマミッシュ、ノースイースト・18ストリート2502
5番
- (72)発明者 クォック・ダブリュー・チャン
アメリカ合衆国98007ワシントン州ベルビュー、ノースイースト・57ストリート14552
番

審査官 青木 重徳

- (56)参考文献 特開2001-202437(JP,A)
特開2002-132730(JP,A)
特開2001-177513(JP,A)
特開2002-032344(JP,A)
特開2002-073859(JP,A)
一松信, “データ保護と暗号化の研究”, 日本, 日本経済新聞社, 1983年 7月29日, 1
版1刷, p. 59 - 65, コンピュータ・ネットワークの安全性
Larry J. Hughes, Jr. 著/長原宏治 監訳, “インターネット・エキサイティングテクノロジ
ーシリーズ インターネットセキュリティ”, 日本, 株式会社インプレス, 1997年 2月2
1日, 初版, p. 94 - 102, システム管理者のためのリスクマネージメント

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/32
G06F 21/20
H04L 9/08